



# みらいっ子



令和8年4月8日  
千葉市立千城台みらい小学校  
学校だより・第1号  
千葉市若葉区千城台東3-18-1  
☎ 043-236-1511

## 令和8年度 始動 ～卯月 春を探す～

学 校 長

暖かい日ざしの中、元気いっぱいに登校する子供たちを迎えることができました。

10日に入学する新入生32名を加え、全校児童199名で令和8年度の教育活動がスタートします。子供たちの思いや願いに寄り添い、教育活動を進めていきます。子供と一緒に学び、遊び、話をするを通して、一人一人のよさや違いを見つめ、子供理解に努めることを大切にしていきます。

保護者の皆様、地域の皆様と手を携えながら、本校の学校教育目標「**進んで学び、健やかな心と体を育て、心豊かに生きる子供の育成～笑顔で夢を育むみらいっ子～**」の実現に向け努力を重ねてまいります。どうぞ、保護者、地域の皆様のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。



みらっコ

令和8年度が始まったね。みらい小の4つの「あ」を覚えている？

覚えているよ！「あんぜん」に気を付けて過ごす、元気よく「あいさつ」をする、「ありがとう」を伝える、最後まで「あきらめない」でしょう。「あそぶ」のも「飽(あ)きないで集中する」のも大切だけだね。



ウパちゃん

大切なことはたくさんあるけれど、あいさつは大きな声でできるといいね。あいさつをしてもらうと、うれしいし元気になるから！ところで今年は、どんなことをするのか？

開校して5年目を終えたから、5周年記念のイベントをやりたいって校長先生が言っていたよ。わくわくするね。あと千葉市が開府900年の年だから、千葉市誕生をお祝いするみたいだよ。

今年も楽しいことがたくさん起こりそうな予感♪ 元気いっぱい、がんばるぞ！！

「みらっコ」と「ウパちゃん」は子供たちの味方&応援団！ これからも登場します。よろしくね！



## 4月の行事予定

- 8日(水) 特別日課 着任式 前期始業式
- 9日(木) 特別日課 入学式準備
- 10日(金) 特別日課 入学式
- 13日(月) 特別日課 給食開始(2~6年)
- 14日(火) 特別日課  
視力・聴力検査(2・3・5年)  
交通安全教室(1・4年)
- 15日(水) ~ 17日(金) 特別日課 地域訪問
- 15日(水) 視力・聴力検査(1・4・6年・おおぞら)
- 16日(木) 尿検査
- 17日(金) 発育測定
- 20日(月) 委員会活動 色覚検査(4年希望者)
- 21日(火) 避難訓練
- 22日(水) 大草谷津田学習(3年)
- 23日(木) 特別日課 学校説明会・懇談会  
全国学力・学習状況調査(6年、~24日(金))  
給食開始(1年)
- 27日(月) 租税教室(6年)
- 28日(火) 防犯教室(1年)
- 29日(水) 昭和の日

## 5月の行事予定

- 1日(金) 1年生を迎える会
- 3日(日) 憲法記念日
- 4日(月) みどりの日
- 5日(火) こどもの日
- 6日(水) 振替休日
- 7日(木) 特別日課
- 12日(火) 3Dスコリオ検診(6年)
- 15日(金) 特別日課 運動会準備
- 16日(土) 運動会(弁当持参) 17日(日)→20日(水)
- 18日(月) 振替休業
- 19日(火) 大草谷津田田植え体験(5年) 21日(木)
- 20日(水) 内科健診(3・4・5年)
- 21日(木) 耳鼻科健診(1・5年ほか)
- 25日(金) 委員会活動
- 27日(水) 防犯訓練
- 28日(木) 修学旅行(6年、~29日(金))



## お知らせ



スクールカウンセラー 相談日が(水)に変わります ■ 面談場所は 玄関のある棟の3階です

- 4月15日(水) 9:30~15:30
  - 4月22日(水) 9:30~15:30
  - 5月13日(水) 9:30~15:30
  - 5月20日(水) 9:30~15:30
  - 5月27日(水) 9:30~15:30
- ※いずれも12:00~13:00を除きます。

スクールカウンセラーは昨年度と同じです。相談を希望される方は、担任または教頭へご連絡ください。

携帯電話の持ち込み 毎年申請が必要です 希望する方は担任へお申し出ください

本校では、文部科学省の通知に準じて児童が携帯電話を学校に持ってくることを禁止としています。しかし、やむを得ない理由で持参させたい場合は、この限りではありません。希望する場合は、申請に必要な用紙をお渡ししますので担任にお申し出ください。

なお、昨年度申請していた方も、継続を希望する場合は再度申請が必要です。

学校における合理的配慮の提供について 千葉市教育委員会より

平成28年4月1日から公立学校において、合理的配慮の提供が義務となっています。合理的配慮は、子供に合った必要かつ適当な変更および調整で、特定の場面において必要とされ、過度な負担を課さないものです。学校に合理的配慮の提供を求める場合には、学校(学級担任)にお申し出ください。

いのち  
「生命の安全教育月間」について 千葉市教育委員会より

千葉市は、子供たちが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないための教育や啓発の充実を進めています。毎年4月を「生命の安全教育月間」として、子供たちに生命の尊さやすばらしさ、自分や相手を尊重し大事にすること、一人一人が大切な存在であること等を伝えます。